

豊明市議会議員政治倫理審査会 審査結果の概要

1 審査請求内容

請求日 令和4年12月15日

審査対象 近藤郁子議員

審査事由 令和4年12月10日付けの新聞にて、東京高等裁判所から近藤郁子議員の議員報酬と期末手当の仮差し押さえを決定した、との報道があった。この報道が事実であるなら、近藤郁子議員は金銭貸借に不誠実であったのではないかと、また、昨年12月議会で決議した「近藤郁子議員に対し反省を求める決議」の遵守を怠ったのではないかと推察されることから、これらの事項が事実であるなら政治倫理に反する疑いがある。

2 審査の結果

- ・豊明市議会議員政治倫理条例（以下、倫理条例）4条第1号及び第3号の規定に違反していること
- ・倫理条例第9条第7項による措置は、第3号 一定期間の議会出席の自粛勧告が適当であること、その一定期間とは今期議員の在任期間までとすること

3 審査の経過

豊明市議会政治倫理審査会を、令和4年12月19日（月）午前10時より開催した。

- (1) 委員長および副委員長を互選し、委員長に宮本英彦議員、副委員長に郷右近修議員を選出した。
- (2) 審査の対象となる事項及び審査の進め方を確認した。
- (3) 審査の方法として近藤郁子議員に事情聴取等必要な調査を行うことを決定した。
- (4) 近藤郁子議員から事情聴取を行い、以下の点を確認した。
 - ・近藤郁子議員の議員報酬及び期末手当の仮差し押さえは事実であること
 - ・報道された金銭貸借に関し金銭貸借契約書を締結しなかったこと
 - ・現時点で伝えられないことがあること
 - ・今後借金問題で裁判沙汰になるような事案はないこと
 - ・今回の政治倫理審査会の回答に虚偽はないこと
- (5) 各会派、各委員より意見を求め、審査会として以下のとおり判断した。
 - ・令和3年の審査会に類似する金銭貸借の件で再度審査会が行われたことは極めて重い。
 - ・倫理条例第2条第2項に定める政治倫理に関する疑惑解明について、この度の審査会においても自ら疑惑を晴らそうという誠実さに欠け、昨年12月の決議を遵守していたとは言い難い。
- (6) 以上の議論を踏まえ、採決により審査会の審査結果を前述のとおり決定し、審査会を終了した。

以上、本審査請求について、豊明市議会議員政治倫理条例第9条第12項の規定により、審査結果を公表いたします。

令和4年12月26日

豊明市議会議員長 三浦 桂司